



Title	芸北中山間地域における農村家族の世代間関係 : 継承関係と相続関係の側面を中心として
Author(s)	関, 孝敏; SEKI, Takatoshi
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 119, 左43-左78
Issue Date	2006-07-20
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/14495">https://hdl.handle.net/2115/14495</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	119_l43-l78.pdf



## 芸北中山間地域における農村家族の世代間関係 — 継承関係と相続関係の側面を中心として —

関 孝 敏

### はじめに

1960年代から70年代前半の高度経済成長期を特徴づけた向都離村、つまり農村都市移住現象が最も顕著であり、かつ代表的であった地域社会のひとつは、周知のごとく、中国山地の集落であった。中国新聞社の取材班によるこうした現象に関する克明な実態報告書『中国山地』(注1)は、そのもっともすぐれた貴重な記録である。ここで取り上げる広島県山県郡旧芸北町(現、北広島町)は文字どおり中国山地の「へそ」に位置する。その旧芸北町のほぼ中央に調査対象地雄鹿原地区9集落がある。

かつて筆者は1976年～81年の6カ年において、当該地区の各集落の社会構造、農村都市移住の過程、そしてこの過程の原因と結果に関する社会学的考察を試みたことがある。その考察において、主要な知見として次の諸点を指摘した。すなわち、(1)多くの農村都市移住者の出現によって住民世帯が急減したことから、基礎的な集落機能が衰退し、いわゆる村落共同体の解体が顕著となった集落が多く見出された。これらの集落は、過疎化に蹂躪された集落であり、こうしたタイプの集落が多くの注目をあびた。しかし他方で、立地条件に必ずしも恵まれていないにもかかわらず住民世帯の減少を最小限にくい止めた、いわば過疎化に抗しえた集落が見出された。筆者はこうしたタイプの集落の存在を指摘しつつ、これら両タイプの違いに注目した。畢竟するところ、当該集落の社会構造の違いに基因するところが大きいことが判

明した。すなわち、後者のタイプでは、集落住民を統合する住民共有の物的財山林の保持および精神的支柱としての報徳社とその活動とが過疎化へのひとつの大きな歯止めとなって機能していた(注2)。

(2)高度経済成長期の農村都市移住の特徴は、従来、当該移住現象において個人を単位とした移動が主要なタイプとして位置づけられてきたのに対して、家族を単位とした挙家離村のタイプが多く生みだされたということであった。しかし、この挙家離村という概念は、移動の単位と移動直前の農山漁村を離れるということを示すにすぎなかった。村を離れてどこに行くのかは明示されていない。また移動の単位としての挙家も、一家を挙げて離村したことを示すにとどまり、世帯(家族)成員が実際に、語句どおり一度に離村したのか否かは明らかではなかった。そこで筆者は、こうした不明確さを克服するために、(農村)都市移住家族という概念を提示した。こうした家族の成立過程に注目して、文字どおり家族成員一同の移住よりは、特定の成員が先導し、残された成員が後続しつつ結果として都市移住が成立するという、段階移住のタイプがむしろ主要なタイプであることを解明した(注3)。

(3)上の都市移住家族が段階移住を成立させる過程における成員間のもつ課題と課題解決に関する意思決定過程のダイナミズムは、重要な考察課題であった。このような過程におけるひとつの課題は、都市移住家族が出身地において初代であるよりは、二代目以上の世帯、つまり新しく創造された「創設世帯」ではなくて、継承と相続の位座と役割をもつ「継承世帯」が多かったことから、先祖の家屋や家敷地はもとより、田畑、山林、墓地といった財の処理、本家・分家関係や親族ネットワークにおける地位と役割の継承、先にふれた地域社会全体の共有財産に対する権利義務、村社会成員との社会的交誼の役割、といった物神両面はもとより社会的に多様な課題をこうした都市移住家族がいっそう有しているということであった(注4)。

(4)こうした課題を抱えた都市移住家族が特定の移住先を何故選択し、当該の移住先においてどのような定住過程を展開するかは、解明がきわめて不十分な、いわば未開拓な社会学的考察の領域であった。そこで筆者は、1982年3月より1985年10月にかけて、こうした都市移住家族、67世帯の追跡調査

(第一次調査とする)を行った。その報告は別稿においてすでに詳述した。これら家族のさらに第二次調査を継続して行い、その結果の一部は整理中である(注5)。この結果に関連していえば、第一次調査よりすでに、20年前後の歳月が経過しているにもかかわらず、出身地における墓地、墓、山林を処分した移住家族は少ないということが明らかになった。改めて別稿を用意するが、こうした移住家族では、たしかに移住時に田畑および農機具を売却した世帯が少なくなかったが、それでも先に指摘した物神両面はもとより社会的な財ないし資源を保持し続けている事例が多く確認された。第一次調査時点では30代と40代の働き盛りであった移住者の世帯主の大半は、第二次調査時点では退職者となった者が多い。こうした退職を契機に山林の手入れや持ち山での山菜取り、そしてまた帰郷時に活用するため、残してきた土地にログハウスの建設をするといった移住家族も確認できた。

(5)山林、墓、一部の農地といった物的資源の継続的所有と共に、都市移住家族には「継承世帯」が多かったこと、さらにほぼすべてが出身地に親族を有していることから、出身地域における現地の住民との社会的交誼も継続している。彼らは、移住先の都市住民としての役割はもとより、出身地における物神両面および社会的な資源を保持することから出身地の住民に準ずる役割をも有している。都市移住家族や都市移住者による「二重役割」の存在と継承が確認された(注6)。しかし、都市移住家族には、世代交替が確実に進行中であることから、いわゆる都市Ⅱ世が自分たちの両親である都市Ⅰ世の出身地とのかかわりをどのように継承するかは、ひとつの課題であろうと思われる(注7)。それは、いうまでもなく、より直接的には当該の都市移住家族にとって、加えて出身地の現在の居住者にとっても無縁ではない課題といえるであろう。

以上のような考察結果にうかがわれる雄鹿原地区は、その後、かつての高度経済成長期のように、家族や世帯、人の転出状況が激しく継続したわけではない。むしろ閾値が達成させられ、落ち着きが見られる状況にある。このことは、当該地域でかつて多くみられた挙家離村、筆者のいう(農村)都市移住家族が、今日的には、こうした事例が少なくなったことを意味している。

いずれにしても、こうした移住家族の最終的な成立は、家族成員の祖父母や老親が、先導した都市在住の子世代と同居する形で達成されることが多かった。そのために、いわゆる「呼び寄せ同居」という名辞が80年代前半までしばしば用いられた。祖父母、父母といった年長者が慣れ親しんだ地域社会に固執する傾向にあることから、最終的な移動者が、こうした成員であったことは理解しうる。

今日、「呼び寄せ同居」という言葉が用いられることは少なくなったように思われる。しかしだからといって、都市に在住する既婚子世代が老親を呼び寄せて同居するという事態がみられないというわけではない。しかし過去4年間（2001年～2004年）、都市移住家族の出身地域における調査対象地区および当該地区の高齢者や高齢者夫婦の人たちに対する予備的調査において鮮明であることは、都市在住の既婚子との同居は可能な限りしないという強い意志と同居に対する態度であった。敷衍すると、一方において、自立的生活を可能な限り維持継続するということ、他方において、同居は、要支援や介護が必要となった事態のあくまでひとつの選択肢にすぎないという位置づけがあるということ、この両者の意味を合意する考え方が予備調査において驚く程多くみられた。周知のごとく、高度経済成長期およびそれ以降では、高齢者世代と既婚子世代とにおいて種々の分離が生み出された。しかも、それは空間的分離を伴うものであった。そして多くの葛藤を伴いながら、分離後の再結合が「呼び寄せ同居」として成立した。こうした同居のあり方は、家族内はもとより社会的通念として、既婚子世代が老親を同居によって扶養することが好ましいとされていたことの反映であろう。広義の社会保障整備の立ち後れが、このような同居による家族内的な福祉機能によって支えられていた証左ともいえる。

しかし、70年代後半以降の低成長期、バブル期、バブル崩壊期に及び、人口や世帯の高齢化は急激に進展してきた。このような状況下において、医療制度、年金制度、介護制度、そして相続法の一部改正といった各種制度改革も進行した。そしてこの間、高齢者世代と既婚子世代との同居が、両世代にとって必ずしも優先順位の高い選択肢とはいえない事態も確実に進展してい

るように思われる。しかし、この両世代間における同居・非同居は、そもそもどのように受けとめられているのか。この同居・非同居と扶養の側面、あるいは同居・非同居と継承の側面、同居・非同居と相続の側面、さらには相続と扶養、継承と相続、相続と介護、扶養と介護といった相互に関連し合うと考えられる世代間関係の諸側面の実態が、今日的には、意外な程に曖昧であるように思われる(注8)。いうまでもなく、これらの諸側面について、個々別々に取り上げ深く考察することの重要性はもとより、いずれかふたつの側面を相互に関連付けながら解明することも重要であり、またその必要性がある。しかし、だからといって、高齢者世代と次世代との世代間関係を同居・非同居の状況から、継承、相続、扶養、介護の諸側面にいたるまでをすべて網羅的に取り上げることは調査法上の課題が少なくない。

そこで本稿では、雄鹿原地区9集落204世帯を対象に、ひとまず世代間関係として親世代と既婚子世代との同居・非同居の実態、そして世代間関係としての継承と相続の側面、それぞれについての存在状況を行為と態度ないし意識の両レベルから把握することにしたい。こうした考察を踏まえて、本稿では、世代間関係としての居住に関する同居・非同居のあり方が継承と相続の側面にどのように関連しているのかを確認しておきたい。というのも、世代間関係における居住形態としての同居・非同居のあり方が、世代間関係としての他の側面を規定することが少なくないのではないかと考えられるにもかかわらず、今日的に、どのような側面をいかに規定しているのか、それとも規定していないのか、については必ずしも明らかではないように思われるからである(注9)。なお、世代間関係の側面として扶養の側面は同居・非同居により関連すると思われるが、ここでは最小限言及することにとどめた。また世代間関係における介護の側面は、改めて別稿において他の事例との比較考察を行いながら詳述することにしたい。というのも、介護の側面は、少子高齢化のいっそうの進展という今日的な状況下において、課題の大きさと同様性から、家族外の社会諸組織にかかわる内容が多い。こうした諸点を組み入れた考察が必要と考えるからである(注10)。

## 1 調査の対象地区と対象者

### (1) 調査の実施と対象地区の世帯と人口

対象地区の調査票による調査は2004年の夏に実施した。当該地区は旧雄鹿原村9集落から成っている。比較的最近時の2005年1月4日現在、これら集落の総世帯数と総人口数は、それぞれ203世帯662人であった。当該地区に関して第一次調査を実施した期間中の1980年10月1日時点では、211世帯747人であったから、世帯数と人口数において、約25年間に、それぞれ8世帯85人の減少となっている。ちなみに、同地区の1955年～1980年までの25年間では、99世帯709人の減少がみられた。1980年をはさむ前後の4半世紀の両者を比較する時、大雑把に言えば、前半は後半に比べて世帯と人口の減少のあり方がひと桁異なることに注目しておきたい。

ところで、対象地区の集落毎の世帯数と人口数は、表1に示すとおりである。5世帯のごく小規模な集落から49世帯の集落に至るまで、世帯数にかなりの巾がある。同様に人口数においても、12人から154人までの巾がある。なお、各集落の( )内数値は、65歳以上の高齢者の割合を示している。つ

表1 雄鹿原地区の世帯数と人口 (平成16年10月末)

集落名	世帯数	人口	男	女	65歳以上人口 (比率)
雲耕	28	104	50	54	34 (32.7)
亀山	31	109	52	57	31 (28.4)
大元	12	54	27	27	15 (27.8)
政所	18	54	26	28	17 (31.5)
中祖	46	143	66	77	44 (30.8)
荒神原	49	154	79	75	49 (31.8)
吉見坂	5	12	7	5	1 (8.3)
橋山	10	22	10	12	14 (63.6)
空城	5	14	6	8	8 (57.1)
合計	204	666	323	343	213 (32.0)

芸北中山間地域における農村家族の世代間関係

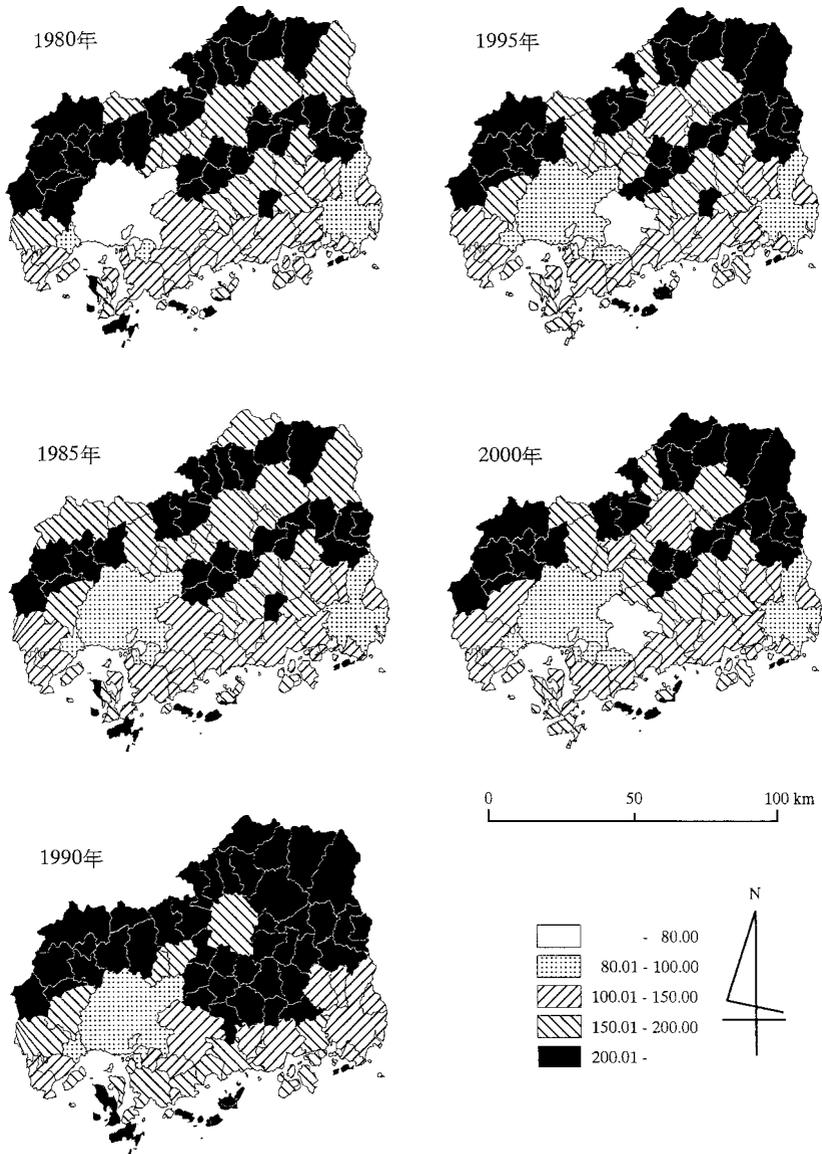


図1 広島県の高齢者率（全国平均値＝100）

まり、65歳以上の高齢者は、9集落総世帯数中142世帯(70.0%)、総人口数中213人(32.0%)がそれぞれ該当する。人口と世帯の高齢化が顕著となっている(注11)。

この雄鹿原地区全戸配布調査より126世帯(以下、対象世帯について回答結果として何人と言い換えることがある)が分析可能となった(注12)。これらの調査結果に関して、すでに「はじめに」において言及したように、対象地域住民の世代間関係に関する諸側面のうち同居・非同居のあり方、継承、相続の側面を中心に、そして一部扶養の側面のそれぞれについての受け止め方をひとまず取り上げる。そのうえでこの居住形態と継承、相続そして扶養の各側面との相互関連を分析したい。考察に先だって、まず対象者の属性にふれておく。なお、個々の質問項目について、「わからない(以下、DKと略す)」、「無回答(以下、NA)と略す」という回答は、省いて言及することがある。したがって、合計が126世帯にならないことがあることをあらかじめ断っておきたい。

## (2) 対象者の属性

回答者の性別は、男性が99人(妻と離死別9人を含む)、女性が22人(夫と離死別11人を含む)である。年齢は25歳~86歳までに及びかなりの幅がある。しかし、年齢層別でいえば、39歳未満はわずか2人であり、40歳代が18人となり、これら両年齢層は約16%にとどまる。これに対して、50歳代(37人)、60歳代(23人)、70歳代(35人)、80歳代(6人)の各年齢層のうち、60歳代以上の高齢者世帯が53%を占める。居住世代では、親の代ないしそれ以前の世帯が87人(71.3%)と「継承世帯」が多い。これに対して、初代の「創設世帯」は35人(28.7%)である。後者の世帯の居住年数を確認すると、20年未満が11人、20年以上は23人(1名はNA)であった。

調査時現在、有職者は94人(77.7%)であり、無職は27人(22.3%)であった。有職者の職種は、若干、多様化している。ちなみに、兼業農家の存在を考慮して、主な仕事としての職種を尋ねた。その結果、農林業(31.9%)がもっとも多い。これに技能・労務・作業的職業(23.0%)、事務的・営業的

職業（13.3%）、専門・技術的職業（9.7%）、管理的職業（8.8%）、そして販売・サービス業（5.3%）が、それぞれ続く。なお、回答者の教育年数は、9年～12年以下がもっとも多く（45.2%）、これに13年～16年以下（24.3%）、9年以下（21.7%）が続く。17年以上（8.7%）はもっとも少なかった。

ところで、現在の経済生活状況の一端として、主な収入源（複数回答の第一位のみについて示す）を尋ねたところ、仕事による収入（51.2%）と年金（46.3%）に集中した。また経済生活全体に対する生活意識として、「苦しい」（45.6%）（「苦しい」（21.6%）と「少し苦しい」（24.0%）を合計）と回答した者が、「どちらともいえない」（40.8%）を若干上回った。これらに対して、「余裕がある」と回答した者（「余裕がある」（1.6%）と「少し余裕がある」（11.2%）を合計）は12.8%にとどまった。

回答者の年齢にもかかわるが、対象者の健康状態の一端について確認してみた。まず、現在、通院しているか否かを尋ねたところ、前者が40人（32.8%）、後者が82人（67.2%）となった。身の回りのことを自由にできるか否かについても確認したところ、圧倒的多数の93%が「自由にできる」と回答した。「やや不自由」（4.8%）、「手伝ってもらおう」（1.6%）、「まったくできない」（0.8%）といったサポートないしケアが必要と思われる回答は少なかった。もっとも、サポートやケアが必要な場合、調査そのものが困難な場合があるので、こうした結果が得られたのではないかと思われる。

それでは次に、世代間関係における側面として、まず同居（ないし異居）の居住形態、そして扶養の側面に関する調査結果を取り上げる。対象者に高齢者世代が多いことから高齢者世代と次世代との扶養の側面は、両世代が同居するか否か（以下では、同居・非同居と略す）によって展開が基本的に異なると考えるからである。扶養の側面についていえば、高齢者世代が次世代と同居する場合、一般的に高齢者は、次世代の被扶養親族として位置づけられることが多いからである。そこで、両世代間の同居異居の状況を確認しつつ扶養の側面から取り上げてみる。

## 2 世代間関係としての同居・異居と扶養関係

### (1) 世代間関係としての同居・異居の状況

親世代ないし既婚子世代との同居について確認すると、親世代と同居する者は32.8%(41人)、既婚子世代との同居は2.4%、どちらも同居している者は2.4%となった。すでに親は亡くなった者が14.4%いるが、どちらも同居していない者が量的には44.0%(55人)ともっとも多い。いずれの世代とも同居していないと回答した者について、さらに過去の同居経験ないし今後の同居の見通しを確認してみた。その結果(「DK」の回答者12人を除く)、「過去にあった」(23人)、「将来、同居する予定」(3人)、「現在、予定はないが場合によって同居はありうる」(13人)、「将来、同居の予定はない」(4人)となった。

同居状況は、以上のごとくであるが、異居については、「近くに(徒歩で10分程度)親世代ないし既婚子世代が居住しているか否か」として尋ねた。その結果、109人中「近くに親が居住」(11.9%)、「近くに既婚子が居住」(12.8%)、「どちらも居住」(3.7%)、そして「どちらも居住していない」(62.8%)という回答が得られた。6割余りが比較的遠隔地居住をうかがわせた。そこでさらに、この「どちらも近くに住んでいない」と回答した者について、両世代の所要時間(バス、車、列車のいずれかによる)を尋ねてみた。表2が示すように、いずれの世代も「日帰り可能」が半数を占めた。「日帰り

表2 居住地への片道所要時間

	親世代	既婚子世代
30分程のところ	27.8	8.5
1時間程のところ	—	21.3
数時間程のところ	8.3	10.6
日帰りが可能	50.0	51.1
日帰りが不可能	13.9	8.5
合計	100.0 (N=36)	100.0 (N=47)

ができない」という遠隔地居住の回答は、それぞれ 13.9%（親世代）、8.5%（既婚子世代）にとどまっている。

(2) 世代間関係としての扶養・被扶養関係の側面

両世代間の同居・異居の状況を踏まえて、扶養・被扶養の関係について、「親世代を扶養親族にしているか否か」の質問を設定し、これによって当該関係を把握した。先にふれたように、親世代と同居している者は 41 人であったが、「親世代を扶養親族にしている」者は 47 人みられた。同居の数よりも扶養・被扶養関係にある者が若干、多くみられた。異居による扶養・被扶養の関係の成立がうかがえる。ちなみに、対象者が親世代ないし既婚子世代と同居しているか否かによって扶養・被扶養関係について確認すると、表 3 にみるように、同居の場合は非同居に比べて、親世代をより多く扶養親族にしている。残念ながら、対象者が既婚子の被扶養親族であるか否かについては、このたびの調査項目に加えられていない。

ところで、「親世代を扶養親族にしていない」と回答した者 79 人について、さらに過去の扶養経験ないし今後の扶養の見通しについて確かめてみた。その結果（「DK」の回答者 9 人を除く）、「過去にあった」（51.3%）、「将来、扶養する予定」（9.0%）、「現在、予定はないが場合によって扶養はありうる」

表 3 親世代との扶養・被扶養関係

	親を扶養親族に		合計
	している	していない	
同居	37	15	52
	71.2	28.8	100.0
	78.7	19.2	41.6
非同居	10	63	73
	13.7	86.3	100.0
	21.3	80.8	58.4
合計	47	78	125
	37.6	62.4	100.0
	100.0	100.0	

$\chi^2=42.7$  \*\*\* $p<.001$

(11.5%), 「将来, 扶養の予定はない」(16.7%) となった。

回答者が親世代を念頭において、彼らとの扶養・被扶養関係を位置づける場合と、みずからが次世代の既婚子世代に対する被扶養親族として、扶養・被扶養関係を考える場合とでは、受けとめ方は異なることが予想される。すでに指摘したように、既婚子との同居はわずか8人、両世代とも同居している者は3人にすぎなかった。しかし、将来の同居の可能性があると回答した者は22人みられた。こうした将来の想定に関連して、ひとつの見通しを得るために「元気な時、次世代の扶養親族にならずに自分たちだけで生活することが好ましいと考えますか」の質問を設定した。回答結果は、「好ましいと考える」86人(70.5%), 「好ましいと考えない」16人(13.1%), 「DK」20人(16.4%) となり、被扶養親族への志向は少なく、自立志向が多くなった。「DK」という流動的な見解も少なくないが、回答者の現世代は、既婚子世代の被扶養親族化には消極的な態度を有する者が多い。

この質問についても、同居・非同居に分けて確認してみたところ、表4のごとく、同居は非同居に比べて「好ましいと考える」とする回答比率がやや高い。これに対して、非同居の場合、同居に比べて「DK」の回答比率が高い。なお、注目しておきたい点は、「好ましいとは考えない」とした回答が、同居の場合において、51人中10人(19.6%)にみられたことである。これは、う

表4 子世代による被扶養親族化について

	子供の扶養親族にならずに自分たちだけで生活すること			合計
	好ましいと考える	考えない	DK	
同居	37	10	4	51
	72.5	19.6	7.8	100.0
	43.5	62.5	20.0	42.1
非同居	48	6	16	70
	68.6	8.6	22.9	100.0
	56.5	37.5	80.0	57.9
合計	85	16	20	121
	70.2	13.2	16.5	100.0
	100.0	100.0	100.0	

$\chi^2=6.8$  \* $p<.05$

がった見方をすれば、同居に伴う課題を想起させているとも受け止められるからである。

ところで、扶養・被扶養の関係について、「子供の中で誰が親御さんを扶養親族にすることが好ましいと考えるか」を併せて尋ねてみた。この結果、同居・非同居による有意差は見られないが、全体として、「息子（長男）」をあげる者がもっとも多く、約半数を占めた。しかし、「誰でも良い」という任意的な選択肢をあげる者が36.7%いることは、少子高齢化がいつそう進行する今日的な状況を考えると、今後、この選択肢の動向が注目されて興味深い。

### 3 世代間関係としての継承関係の側面

世代間関係としての継承関係の側面は、今日的には、他の諸側面（たとえば相続・扶養・介護の諸側面）に比べると、一見、目立たないように思われる。また継承の側面は、他の側面との関連が脆弱であると、受けとめられているかもしれない。しかし、世代間関係としての継承は、現実に、同居という居住上の継承、職業継承、地位継承、そして役割継承によって世代間関係における相続、扶養、介護といった諸側面に大きくかかわっている。こうした継承の側面は、世代間関係における他の諸側面を根底においてむしろ規定するとさえ思われる。たとえば、親世代の職業を継承するか否かは、生活基盤そのものを問うことに他ならない。すでに言及した既婚子世代が親世代と同居するということは、様々な内容の継承を前提としてはじめて同居の意味があるといえる。親世代との同居それ自体は継承のひとつ、つまり、居住上の継承であると考えられるから、この継承に伴う地位継承と役割継承は比較的可視的である。同居する既婚子世代が親世代を扶養親族としたり、介護のもっとも身近な担い手資源となり、かつまた実際に身近なもっとも主要な担い手となっているからである。

従来、継承のあり方は、扶養や介護の側面以上に、世代間関係における相続のあり方と密接に結びついて論じられる傾向があったように思われる（注13）。というのも居住上の継承、職業上の継承は相続により直結し、こ

のことがさらにさまざまな地位継承や役割継承を随伴させるものと考えられるからである。たとえば、相続は親世代の比較的早い時期に、分家創設とそれに伴う贈与として次世代に対してなされることがある。しかしより一般的には、親世代の職業上の現役引退やその後の向老期の進展に伴い、次世代への地位継承や役割継承が進行しつつ、財の譲渡や世帯の代表としての権限委譲が成立することが多いように思われる。現実的には、財の相続は、最終的には、親世代の死去およびその後において成立することがもっとも多いように思われる。こうした過程に連動して、親世代の扶養や介護が次世代によって担われる。したがって、継承の側面は、相続の側面との関連ばかりか、他の二つの側面とのかかわりが大きいことに加えて、これらの側面を規定する位置にあるともいえる。

このような継承の側面が、わが国の現代家族の世代間関係における一側面として改めて位置づけられる時、何をどのように継承するか、また継承についてどのような態度や意識がみられるのか、といった基礎的なことを確認しておく必要がある。管見にもよるが、このような継承に関する状況は、意外な程に曖昧ではなからうか。そこで、(1)居住上の継承にかかわる両世代間の同居・非同居についてはすでにふれているので、ここでは、職業継承をまず確認する。ついで、地位継承と役割継承に関して、具体的には(2)先祖の墓や位牌の世話のあり方、(3)葬儀にかかわる態度や意識を取り上げることにした。というのもこれらは、世代間における地位継承と役割継承を社会的に見極めるもっとも重要な目安と考えたからである。

### (1) 職業継承について

職業継承は、対象者が親世代から職業を継承したか否か、そして子世代が対象者の職業を継承したか否かの両方向において尋ねた。その結果、親世代から職業継承した者は61.5%、継承しなかった者が38.5%となった。これに対して、子世代が対象世代から職業継承した場合と継承しなかった場合とでは、それぞれ17.6%と82.4%であった。かくして、世代間における職業継承のあり方に大きな違いがみられた。すでに言及したように、対象者において

もっとも多く見られた職業としての農林業についていえば、次世代の離農や後継者不足、さらに他業種の選択によって、この業種の次世代における職業継承の減少がいつそう進行したところによるところが大きい。なお、この両世代のそれぞれの職業継承について、同居・非同居別に確認したが、統計上の有意差は見いだされなかった。

## (2) 先祖の墓や位牌の世話について

次に先祖の墓や位牌に関する継承として、以下の5つの質問を用意して確認してみた。具体的には、①「先祖の墓や位牌の世話をしているか否か」について、まず尋ねた。その結果、「墓の世話をしている」者は76.6%であったが、「位牌の世話のみをしている」者は皆無であった。これに対して「墓と位牌の両方を世話している」者は17.7%みられた。したがって、先祖の墓ないし位牌の少なくともいずれかの世話をしていると回答した者は94.3%と圧倒的に多くなった。なお、「いずれの世話もしていない」者は5.6%とごく少数であった。また位牌について、付言しておく、宗派によって保持しない場合があることは、知られているとおりである。この質問に関しては、同居・非同居による有意な差がみられるのではないかと予想したが、そうした結果は得られなかった。

いうまでもなく、先祖の墓や位牌の世話は、親族構造における担い手の主要な位座を示すし、その位座に伴う役割の遂行を確認することでもある。しかし、こうした墓や位牌の世話は、②「対象者が居住する自治体の範囲に墓が有るか否か」によって影響されることが想定されるので、その点について確認してみた。その結果、93.7%が「有る」と回答した。「無い」者は6.3%とわずかであった。こうしたことから、対象者の圧倒的多数の者が同一の居住自治体において墓や位牌の世話に関する役割継承を果たしていることが分る。この質問についても、それぞれ同居・非同居別に確認したが、先祖の墓は、回答者が居住する「同じ自治体内に有る」とする回答が圧倒的に多く見られ、有意差はみられなかった。

ところで、より直接的に③「先祖の墓の世話を誰がすることが好ましいか」

という地位継承と役割継承の両方にかかわる担い手に関する質問を設定してみた。その結果、「後継ぎ」(67.5%)、「都合のよい子供」(12.7%)、「長男」(9.5%)、「本家」(4.0%)、「長女」(2.4%)となった。「分家」および「他の親族にまかせる」は皆無であり、「その他」(2.4%)以外では、「お寺にまかせる」、「他の子供」がそれぞれごく少数(0.8%)みられたにすぎない。

墓の世話の担い手に関する継承意識からすると、伝統的な「家」の継承規範がなお支配的であることがうかがわれる。ちなみに、「跡継ぎ」と「長男」を加え、これを墓の世話の担い手に関する伝統的な継承意識とすれば、こうした継承規範の回答が77%と約8割近くを占めるからである。しかし、墓の世話の担い手に関する継承意識の流動性もうかがわれる。9人中1人が「都合のよい子供にまかせる」という意向を示しているからである。このような墓の世話の担い手をめぐる継承意識をさらに見極めるために、お墓それ自体の意味を問う次のふたつの質問を設定してみた。すなわち、そのひとつは④「家族の墓、個人の墓、先祖代々の墓というようにお墓を区分するような考え方は好ましいと考えますか」であり、他は⑤「先祖代々のお墓を移設することは好ましいと考えますか」である。

前者については、「お墓を区分して考えることは好ましい」とする者は22.0%、「好ましいとは考えない」が45.1%、そして「どちらともいえない」は32.5%となった。芸北地方の中山間地域住民の回答であるので、「好ましいとは考えない」という回答はもっと多いことが予想された。それだけに、結果は、予想以上に「好ましいと考える」という肯定的な回答が多いように思われる。加えて、「どちらともいえない」という回答が3人中1人の割合で見られることからすると、「先祖代々の墓」という位置づけは、今後さらに減少するのではないかと思われる(注14)。

他方、後者に関していえば、この質問は、墓や墓所の移設を直接問う大変重大な意思決定が求められる設問として位置付けたために、「移設することは好ましくない」という否定的な考え方が支配的ではないかと思われた。しかし、このような考え方は45.1%の半数弱にとどまった。これに対して「移設することは好ましい」とする肯定的意見が予想以上に多くなり約5人に1人

(18.0%) みられた。また「どちらともいえない」という流動的な立場の回答者は36.3%とかなり多くみられた。この流動的な考え方の動向は、先のお墓を三つのタイプに区分する考え方を問うた時の流動性よりやや高いことから、お墓の世話をめぐり内容として、今後、いっそう注目されなければならない点ではなかろうか。ちなみに、お墓の区分や移設について、改めて別稿において取り上げる都市家族に関する調査では、両質問に関する選択肢は、いずれも「どちらともいえない」という流動的な考え方がもっとも多くみられた(注15)。なお、③の質問およびこれに関連した④と⑤の質問に関して、世代間における居住のあり方が影響するのではないかと考え、同居・非同居別の違いに注目したが、いずれも有意差がみいだされなかった。

### (3) 葬儀にかかわる規範意識

葬儀への参加や葬儀に関する態度および意識は、世代間関係としての継承の側面における地位継承と役割継承に関する考え方の解明にとって欠かせない内容であろう。というのも葬儀は、親族構造におけるもっとも普遍的な地位の確認と共に、役割の課題、期待、そして遂行が求められる機会である。伝統的な規範や恣意性を制約する規範がこうした内容に明示的および非明示的にかかわっている。そこで、ここでは葬儀にかかわる態度や意識を継承意識の反映の一部として捉えてみた。そしてこの継承意識に関して、ひとまず伝統的規範－非伝統的規範を軸として、次の4つの設問を試みた。

具体的な質問は次の4項目である。すなわち、身内に不幸があった時に、①「跡継ぎであることを意識しますか」、②「本家や分家であることを意識しますか」、③「長男や長女であることを意識しますか」、そして④「男性(息子)や女性(娘)であることを意識しますか」の4項目である。

これらの質問結果は、表5に示したとおりである。まず①「跡継ぎであることを意識する」と③「長男や長女であることを意識する」が、それぞれ69.1%、63.8%とほぼ類似した高い割合を示している。これらに④「男性(息子)や女性(娘)であることを意識する」(47.5%)が続く。他方、4つの質問中、「意識しない」という選択肢が他の選択肢に比べて、もっとも高い割合を示す項

表 5 不幸音信時における継承規範意識

	意識する	どちらとも いえない	意識しない	合計
①跡継ぎであること	85 69.1	21 17.1	17 13.8	123 100.0
②本家や分家であること	37 31.4	28 23.7	53 44.9	118 100.0
③長男や長女であること	74 63.8	24 20.7	18 15.5	116 100.0
④男（息子）や女（娘） であること	57 47.5	29 24.2	34 28.1	120 100.0

目は、②「本家や分家であることを意識しない」（44.9%）であって、これが半数近くを占めている。

やや大胆に言えば、「跡継ぎであること」や「長男や長女であること」、そして「男性（息子）や女性（娘）であること」は、いずれもわが国の伝統的な地位継承に直結する項目として位置づけられるであろう。こうした地位継承に関する項目において、葬儀に際して「意識する」者の割合が多いことから、それだけ地位継承に伴う役割継承も求められることになるといえる。もともと、これら3つの項目間でも、「跡継ぎであること」や「長男や長女であること」は、「男性（息子）や女性（娘）であること」に比べて、葬儀における規範意識として意識される割合がより高いことがうかがわれることに注目しておきたい。設問項目如何によって継承意識のあり方に違いがみられる。

他方、「本家や分家であること」は、葬儀に際しての規範意識として「意識しない」割合が高いことから、この項目は、伝統的規範意識の項目としてその重要性は、かなり低いように思われる（注16）。

葬儀に関する規範意識が、即、継承規範意識につながるか否かは、さらに検討が必要であろう。しかし、ここで取り上げた質問項目から、「跡継ぎ」や「長男と長女」、さらには「男性（息子）や女性（娘）であること」といった出生順位およびジェンダーにかかわる生得的地位、そして嫡系への志向を示す項目に高い割合が多くみられた。限定された質問結果とはいえ、こうした

規範意識に関する回答は、伝統的規範意識－非伝統的規範意識の線上に位置づけるとすれば、前者の側に位置している。これに対して「本家や分家」という、かつて「家」制度下の中核をなした規範意識に関する項目は、伝統的規範意識から後退しているといえる。「本家や分家」に関する項目を除くと、葬儀にかかわる規範意識の現れ方に類似した位置づけは、すでに(2)でふれた、「先祖の墓の世話を誰がするか」という役割継承の担い手意識にうかがわれるとあってよい。こうした結果を考え合わせると、予想されたこととはいえ、芸北中山間地域の農村家族の継承に関する規範意識は、なお伝統的な志向がうかがわれるとあってよいであろう。

以上、葬儀にかかわる規範意識のあり方を通じて、世代間関係の継承の側面に接近してみた。なお、これら①～④の4項目による質問結果についても、同居・非同居の違いを確認してみたが、いずれも有意な差は得られなかった。

#### 4 世代間関係としての相続関係の側面

相続は、世代間関係において、世代間はもとより家族成員間、きょうだい間、さらに外延的な親族間における利害関係をもっとも顕在化させる側面ではなかろうか。いうまでもなく、この利害関係には、合理と打算が介在する。感情や情愛、利他的精神といった非合理的要素を重要な内容としてもつ家族生活において、相続にかかわるこの合理と打算はこうした非合理的要素と抵触することが少なくない。そのために、相続をめぐる、世代間関係、家族成員間、親族間における秩序と調和をおびやかす緊張、ストレス、そして葛藤がもたらされうる。とくに、親の死に伴い顕在化する相続問題は、現実的には数多く見聞される場所である。

しかし、今日、そもそもこの相続のあり方は、人々にどのように受けとめられているのか。たとえば、民法で規定する均分相続は、どのように受けとめられているのか。今日的な、世代間関係としての継承、扶養、介護のあり方とどのように関連しているのか。これらに関して意外な程、不鮮明な状況が広がっているように思われる(注17)。そこで、こうした状況の一端を①

～⑨の質問項目に関して、実態に即して少しでも明らかにしてみたい。

そこでまず、①対象者が「親から財産を相続したか否か」、逆に「子供に財産を譲ったか否か」をそれぞれ尋ねた。前者の場合、「親から相続した」者(73.0%)は、「親から相続していない」者(27.0%)よりはるかに多かった。逆に、後者では、「子供に財産を譲った」者(15.7%)はわずかであり、「子供に財産を譲っていない」者(84.3%)が圧倒的に多くみられた。回答者の年齢についてみたように、50歳以上が83.5%を占めていたことから、親世代からはすでに相続したが、子世代への贈与はこれから進展するという事態が予想される。

この質問に関して、さらに同居・非同居別に世代間における財産の相続と贈与のあり方について確認してみた。その結果、親世代からの財産を相続した場合、同居・非同居別に有意差がみられなかった。しかし、子世代への贈与に関しては、表6にみるような違いがうかがわれた。すなわち、同居に比べて非同居において、子世代にすでに財産を贈与したと回答した者の割合が高かった。

このような財産相続状況において、自己の経験に照らして、そしてまたこの経験から次世代に対する相続のあり方について、回答者がどのような相続観をもっているのか、これに関して均分相続—非均分相続を基軸に尋ねてみ

表6 子世代との贈与関係

	子供に財産		合計
	譲った	譲っていない	
同居	2	47	49
	4.1	95.9	100.0
	11.1	49.0	43.0
非同居	16	49	65
	24.6	75.4	100.0
	88.9	51.0	57.0
合計	18	96	114
	15.8	84.2	100.0
	100.0	100.0	

$\chi^2=8.8$     \*\*p<.01

た。

②均分相続については、「財産の相続はきょうだい(ないし子供)間で平等であるべきと考えますか」を質問した。質問文の作成に際して、明示的な表現によって回答を得ることが、より明確な見解を導きだせるのではないかと考えたからである。合わせて、同様の意図のために、選択肢も5段階評価ではなくて3段階評価にした。その結果、「どちらともいえない」(27.4%)という流動的な回答が3割近くみられたが、「平等であるべきと考えない」(45.1%)が「平等であるべきと考える」(16.4%)を大きく上回った。広島県北の中国山地のほぼ中央にある中山間地域における農村(以下、中山間農村と略すことがある)の地域性、対象者の属性として居住世代としての「継承世帯」が圧倒的に多かったことから、このような結果が得られたのかもしれない。均分相続に関する考え方について、世代間における同居・非同の居住形態による違いを確認してみたが、有意な差はみられなかった。

なお回答者では、「きょうだいは誰もいない」とする者は14人であった。これに対して「男きょうだいがいる」(80人)、「女きょうだいがいる」(80人)と圧倒的に多くが「いる」と回答していることから、きょうだい間において相続経験を共有するものは約9割いる。周知のごとく、昭和の戦後史における民法改正に伴い、相続に関する均分相続は長子相続の対極に位置づけられ、世代間関係のあり方や家族生活における権利と義務に関する、いわゆる「家」制度の変容を測るひとつの目安であったといつてよい。均分相続は理念として強調され、注目されたからである。そこでまず、均分相続にかかわる相続のあり方について、対象者はどのように受けとめているのか、そうした側面に接近してみよう。

そこで、③「きょうだいのうちで、親の世話をした者がより多くの財産を相続すべきと考えますか」、④「きょうだいのうちで、位牌や墓の世話をした者が財産をより多く相続することは好ましいと考えますか」のふたつの質問項目を用意してみた。その結果、③については、「DK」(6.4%)を除き、「考える」(56.0%)が過半数を占め、「考えない」(12.0%)を大きく上回った。しかし、「どちらともいえない」(25.6%)が4人に1人見出された。このよう

な結果は、「親の世話」をどのようにとらえるかによって、左右されるように思われる。かつての「家」制度下の規範に代表されるように、長男（夫婦）が親と同居し、親の世話（扶養）をし、親を看とるという場合、いわばひとつの代償として長男が親世代の財産を他のきょうだいに比べて多く相続することが容認された。しかし、こうした長子相続のあり方は、理念的には均分相続によって否定されることになるが、昭和の戦後史・平成期を60年経過した芸北の中山間農村の事例からは、理念としての均分相続へのためらいや流動性がうかがわれるといえる。

いまひとつ④に関する結果も、③とほぼ類似している。つまり「位牌や墓の世話をした者」が「より多くの相続をすることが好ましいと考える」（56.0%）が「好ましいと考えない」（19.2%）を大きく上回った。しかし、流動的な「どちらともいえない」（16.8%）が先の場合に比べてより少なくなった分、「考えない」という明確な意思表示へのシフトが若干みられた。なお、先の質問と共に、この質問結果も同居・非同居による有意差はみられなかった。

ところで、先に指摘したように、相続の側面は、世代間関係はもとより、家族成員間、きょうだい間、さらに外延的な親族においても、緊張、ストレス、葛藤をもたらすことが少なくない。しかし、こうした内容は、プライバシーという私秘性のために内面化、潜在化しがちである。加えて、相続にかかわるいわゆるトラブルの外面化や顕在化は、当事者の体面、いわゆる世間体にかかわることから、実態的に不鮮明にならざるをえない。このような状況は、相続問題が指摘される割には曖昧さが大きく残されている一因かと思われる。そこで、相続問題に関する直截な質問をふたつ設けてみた。それは、⑤「相続問題で困ったり悩んだりしたことの有無」と⑥「相続問題を少なくするために遺言をすることは好ましいと考えるか否か」である。

前者は、過去の経験を問う質問であり、後者は、課題解決のひとつの選択肢についての態度志向を尋ねたものである。結果は、圧倒的に「相続問題で困ったり悩んだりしたことがない」とする回答が多く（86.8%）、「相続問題に困ったり、悩んだことがある」者（13.1%）は予想以上に少なかった。こ

の質問について、同居・非同居による考え方の有意な差はみられなかった。いまひとつの質問である「相続問題を少なくするために遺言をすることは好ましいと考えるか」についての結果では、「どちらともいえない」(37.0%)と「好ましいと考える」(34.0%)がほぼ並んでいる。これらの回答は、「好ましいと考える」(29.0%)という回答よりいずれも若干多い。微妙な相続問題の性格は、ここでも流動的な「どちらともいえない」が4割近くを占めている。しかし、「相続問題を少なくするために」という特定指示を組み入れた質問文からすると、「好ましいと考える」とする34人(34.0%)は、先の「相続問題で困ったり悩んだりしたことがある」とした者が16人(13.1%)にとどまった数値の2倍近いことから、トラブルを伴いがちな相続問題の一端がうかがわれるとあってよい。同居・非同居別にみると、同居に比べて非同居において「好ましいと考える」回答が多くみられた(表7)。

そこで、さらに遺言について、調査票の質問の挿入箇所を変えつつ、しかもより一般的な表現にし直して、⑦「財産の相続について、遺言はあったほうが好ましいと考えますか」を尋ねてみた。この回答結果は、「好ましいと考える」(36.0%)、「好ましいとは考えない」(17.0%)となり、先ほどの質問結果以上に、遺言による課題解決、しかもそれは財産問題を回避するための事前の対処の仕方として、遺言を支持する回答が増大し、興味深い結果がうか

表7 相続問題と遺言

	相続問題を少なくするために遺言をする			合計
	好ましい	どちらともいえない	好ましくない	
同居	7	21	13	41
	17.1	51.2	31.7	100.0
	20.6	56.8	44.8	41.0
非同居	27	16	16	59
	45.8	27.1	27.1	100.0
	79.4	43.2	55.2	59.0
合計	34	37	29	100
	34.0	37.0	29.0	100.0
	100.0	100.0	100.0	

$\chi^2=9.82$       \*\* $p<.01$

表 8 財産相続と遺言について

	財産相続に遺言は好ましいと考える			合計
	そう考える	どちらともいえない	そうは考えない	
同居	8	27	8	43
	18.6	62.8	18.6	100.0
	22.2	57.4	47.1	43.0
非同居	28	20	9	57
	49.1	35.1	15.8	100.0
	77.8	42.6	52.9	57.0
合計	36	47	17	100
	36.0	47.0	17.0	100.0
	100.0	100.0	100.0	

$\chi^2=10.4$  \*\*p<.01

がわかれた。また、「どちらともいえない」(47.0%)という見解が約5割ともっとも多いことは、「遺言することは好ましい」という態度志向の者と共に、今日的に遺言に関する書籍の増大にみられるように、「遺言ばやり」といわれることもあって、今後、中山間農村の場合においても、財産相続に関する遺言はいつそう重要視されるようになるのではないかと思われる(注18)。こうした遺言に対する考え方は、世代間における同居・非同居の居住上の形態によって違いがみられるのではないかと想定した。その結果は、表8にみるように、「遺言があることを好ましい」と考える回答は非同居に、そして「どちらともいえない」という回答は、同居の場合にそれぞれ多くみられた。

ところで、今日、少子高齢化が急激に進展し、親世代から相続した経験者が次世代への贈与者にシフトする時、たんに財産のみに依拠した相続や相続関係にとどまるのかどうか。つまり、高齢化に伴い、介護期間が引き延ばされると、しかも子供の数が一人か二人という少子化と相俟って、このことによって必要とされる介護費に、自己(夫婦)の財産を当てる事態が生じるであろう。またこうしたことに連動して、進行する介護制度に伴う介護のサポートやケアを担う人々を配慮に組み入れた相続のあり方が、今後、いつそう増大するのではないかと思われる。そこでこのような視点に立ち、次の質問を行った。

⑧「財産分与はできるだけしないで、自分(たち)の老後に当てるべきであると考えますか」、⑨「いわゆるお嫁さんがおしゅうとやおしゅうとめの世話や介護をした場合、それに応じた財産相続をすることは当然と考えますか」がそれである。前者については、「財産分与はできるだけしないで、自分(たち)の老後に当てるべきと考える」(32.1%)回答が、約3人に1人あった。「老後に当てるべきとは考えない」(40.4%)という否定的な回答がもっとも多くみられたが、広島県の芸北の中山間農村の住民において、「財産は自分たちの老後に当てるべき」を考える約3割の肯定的回答は、決して少なくないのではなかろうか。なお、この質問において、「どちらともいえない」(27.5%)という流動的な見解は回答者の4人に1人にみられた。今後、このような回答者が「財産は自分(たち)の老後に当てるべき」という肯定的な見解にシフトするように思われる。というのも、先に指摘したように、少子高齢化のさらなる進展とこれに伴う介護をめぐるサポートとケアの必要性は、今後、確実に、いっそう増大するであろうと考えられるからである。そこで、この質問についても、同居・非同居別に、今一度、考え方を確認してみた。その結果、表9に示すごとく、「財産分与はできるだけしないで、自分たちの老後の生活に当てるべき」という回答は、非同居に多く、「老後に当てるべきとは考えない」は、同居の場合において過半数を占めた。

表9 財産分与と老後の生活

	財産分与はできるだけせず老後の生活に当てるべき			合計
	そう考える	どちらともいえない	そう考えない	
同居	8	13	27	48
	16.7	27.1	56.3	100.0
	22.9	43.3	61.4	44.0
非同居	27	17	17	61
	44.3	27.9	27.9	100.0
	77.1	56.7	38.6	56.0
合計	35	30	44	109
	32.1	27.5	40.4	100.0
	100.0	100.0	100.0	

$\chi^2=11.7$  \*\*p<.01

いまひとつ、後者の質問は、相続と介護、相続と「地位と役割」継承に関連づけ、先に指摘した財産相続に限定しない広がりをもった内容を想定して尋ねたものである。しかも、介護のサポートやケアの担い手が主に女性であり、この女性が嫁という義理 in-law の関係であるにもかかわらず、相続の対象者としての権利と義務は制約されることが多いことを想定したからである。これは、世代間関係としての相続と介護の側面の相互関連、相続と「地位と役割」継承の側面の相互関係にかかわるジェンダーの視点であり、義父母と嫁の関係に関するジェンダーの視点でもある。こうした義理 in-law の関係を巡る問題は、相続にかかわる課題としては潜在化しがちであるために、しばしば指摘される割には、解明が立ち遅れている重要な課題のひとつといえよう。

調査結果は、DK (11.0%) を除くと、「お嫁さんがおしゅうとおしゅうとめの世話や介護をした場合、それに応じた財産相続をすることは当然と考える」(55.9%) が過半数を占め、「考えない」(8.5%) はごくわずかにとどまった。今日的な少子高齢化の急激な進展状況は、こうした結果をいっそう問うことになるであろう。しかし、「どちらともいえない」(24.6%) という流動的な意見が4人に1人みられることから、相続にかかわる嫁の微妙な立場が見出されるといえる。なお、この質問では、同居・非同居による有意差はみられない。

## 5 小 括

中国山地のほぼ中央に位置する調査対象地区は、かつて高度経済成長期に急激な過疎化を経験した。当該地区は、多くの農村都市移住者や挙家離村、都市移住家族を生みだしてきた。しかし、地方で、劇的な地域社会変動を経験しつつも定住し続け、過疎化をくぐり抜けてきた地区住民がいる。こうした方々の好意と協力により世代間関係に関する調査を実施することができた。その結果、多くの住民の方々から得がたい貴重な回答を寄せていただいた。

けれども本稿では、調査項目として設定した「介護」（世代間関係としての介護の側面に接近するための項目）と「家族生活における約束」（世代間関係のあり方の側面として現代家族における契約の観念に接近するための項目）について、回答が得られてはいたものの、本稿では言及していない。またこの調査票による調査に先だち、3か年間に予備調査として高齢者や高齢者世帯に関する個別の聞き取り調査も行ってきたが、これらの結果もここではほとんど言及していない。それでも一部は調査票の項目作成に参考にさせていただいたし、本稿の記述にも活用させていただいてはいる。しかし、とくに、高齢者や高齢者世帯に関する個別事例は、本稿のテーマからして本来、ひとつの節を設定して取り上げるべきではあるが、今しばらく整理が必要と考え、当該の内容については機会を改めて報告することにした。こうした断りしつつも、稿をとじるに際して、個別事例の貴重な意見の一部を参照しながら、すでに各節で考察した世代間関係に関する知見を補うことにしたい。合わせて残された課題についてもふれることにしたい。

(1) 町役場職員の方より、対象地区の各集落よりほぼ一世帯（高齢者の単身世帯と高齢者夫婦世帯を含む）、都合10世帯の紹介を得て、これら住民への個別聞き取り調査結果から注目されることは、既婚子との将来的な同居予定を尋ねたところ、すべてが「同居はしない」と明言していることである。すでに本文の行論中に示したが、既婚子との同居志向の割合は少なかった。筆者の第一次調査時点であった70年代後半から80年代前半においては、都市の既婚子と同居（「呼び寄せ同居」が多い）したり、その予定であると明言するものが圧倒的に多かった。このたびの第二次調査では、このように既婚子との同居志向は確実に減少している。とくに、個別事例からは「皆無」であった。可能な限り、自立的な生活を願う高齢者が多い。本文では言及しえなかった既婚子との同居という選択肢に対して、他の選択肢として、「将来的に介護が必要になった時、施設入所を考えたどうか」を尋ねた質問では、「考える」と回答した者は50人（42%）あった。このような回答結果も考え合わせると、今後、次世代との同居、つまり世代間関係としての居住上の継承が、最終的な選択肢ではなくて、広義の施設入所もそうした選択肢として

位置づけられていることが理解される。自立的在宅，既婚子との同居，そして施設入所のうち，いずれを最終的な選択肢とするかは，高齢者にとってはますます重要な課題となることはいうまでもない。とりわけ，単身の高齢者や高齢者夫婦にとって，自立的生活の遂行とその維持はもとより，このような最終的な居住上の選択肢の課題は大きいといわなくてはならない。

(2) 本稿では，同居・非同居は世代間関係における居住上の継承として位置付けた。この同居・非同居のあり方は，すでに言及したように世代間関係としての扶養・被扶養関係の側面に直結している。しかし今日的には，扶養の概念は必ずしも明確ではなくむしろ曖昧であるように思われる。対象者の場合，親世代と同居（調査時と過去を含めて）の経験者は7割みられたし，親世代と扶養・被扶養親族（調査時と過去を含めて）の関係をもつ者は9割近くみられた。しかし，次世代（既婚子であれ未婚子であれ）の扶養親族になることには7割が消極的であり，可能な限り自立的な生活を好ましいとするものが圧倒的に多くみられた。このような考え方は，「次世代と将来的に同居する予定か否か」という居住上の継承に関する質問に対する回答結果と相即している。それだけに扶養の担い手としての次世代をそもそもどのように位置づけるかという課題は，見極められなければならないひとつの論点を示しているであろう。本調査の調査項目として，この点は，今後，さらにつけ加えて，検討されなければならないと思われる。また，この課題に関連して，今後いつその少子高齢化の進展に伴い，世代間関係としての居住上の継承を見極めつつ，次世代の誰が特定子として対象世代と扶養・被扶養関係をどのように取り結ぶのか，そのことの意味も確認されなければならないであろう。

(3) 本稿で主要に取り上げた世代間関係としての継承の側面に関していえば，繰り返しふれたごとく，居住上の一形態としての同居を世代間関係における継承のひとつの位相として位置づけた。この継承が他の継承の諸相はもとより相続，扶養，介護の諸側面を規定することが大きいのではないかと考えたからである。この継承の位相を基礎にして，職業継承や地位継承，そして役割継承を位置づけるようにしてみた。その結果，地位継承や役割継承に

関して、継承規範意識として考察する時、「跡継ぎ」という伝統的な地位継承と役割継承を示す規範意識が6割～7割うかがわれた。こうした規範意識には、調査対象地区の地域性や社会的性格が、そしてまた対象者に少なくとも親世代ないしそれ以上の世代から居住する「継承世帯」が7割余であったということも影響しているかと思われる。さらにこの結果を導く質問が葬儀に関して設定されたことにも影響していると思われる。

他方で、同じ宗教的な内容、つまり墓の類別や墓の移設に関する質問からみると、伝統的な継承規範意識のゆらぎがうかがわれ興味深い。中国山地のほぼ中央に位置する対象地区と当該地区の住民においてさえ、「先祖代々の墓」という考えに必ずしも固執しない「家族墓」や「個人墓」への考えをもつ回答者が2割余と決して少ないからである。さらに「墓の移設」をすることを好ましいと考える回答も約2割弱みられたからである。いずれについても流動的な「どちらともいえない」を加えると、これらが過半数を占める規範意識となり、こうした墓の類別や移設に関して伝統的な地位継承や役割継承の規範意識は、確実なゆらぎを示しているといえる。

(4) 世代間関係としての相続の側面は、同居・非同居との関連は別として、本文中において他の側面と関連付けた分析に至っていない。そのために平板な単純集計にとどまっており、分析上の深化を図らなければならない。しかし、単純集計とはいえ、相続の理念的形態としての均分相続が必ずしも一般化しているとはいえない結果がうかがわれた。同時に、対象者が親世代からの相続をすでにすませているが、次世代への贈与は、まさにこれからはじまるという段階にあるために、相続をめぐるいくつかの興味深い論点がうかがわれた。

たとえば、①単純な均分相続というよりは、世代間関係における当事者間の貢献に即した財産分与を好ましいとする志向が半数を占めるということである。具体的には、親世代に対する世話や介護の程度に基づく相続のあり方である。他方で、均分相続を好ましいとは考えない者が半数近くみられることから、特定子への応分の贈与のあり方が、今後、世代間関係における貢献の内容を問いつつ確認されなければならないであろう。義理 in-low の関係に

あるいわゆる「嫁」の貢献は、寄与分として民法上は認められていても、実態では疎外されることが多い。この点は、今後、明示的な課題のひとつになると思われる。

②相続をめぐる緊張や葛藤は、①に関連して生じると思われるが、より具体的なタイミングとしていえば、親世代に要支援や要介護が必要となる事態、要介護度が高くなる段階、また認知症がみられる状態、施設入所を迎えた段階、親世代の死去後、といった時点において顕在化しがちである。こうした時点における緊張や葛藤を事前に予測しつつ相続をめぐる問題を回避ないし解消することが、今後、いっそう求められるであろう。第3節でふれた遺言に関する考え方は、流動的な戸惑いと受けとめられる見解がもっとも多いけれども、相続に関して遺言をすることをよしとする者が3割強みられた。形態はともかくして、なんらかの形で遺言作成への動きは、今後、よりいっそう確実に増えていくものと思われる。

(5) 親世代と既婚子世代との同居・非同居は、周知のごとく、考察対象の属性のひとつとして世帯や家族の形態にかかわって位置付けられることがある。本稿でも、世代間関係の考察にねらいがあったから、二世代、三世代、そしてそれ以上の多世代の形態である同居の状況をまず、確認する必要があった。この居住上の形態いかんによって世代間関係として他の諸側面のあり方に違いが生じるのではないかと考えたからである。そのためにここでは、この形態に関して、たんに分析上の一属性としてではなくて、同居・非同居の状況それ自体を世代間関係としての種々の側面を規定するのではないかと考えて、親世代と既婚子世代との世代間関係における継承の一位相として位置付けてみた。そしてこのような意味の居住上の形態をおもに継承と相続の側面、そして扶養の側面に関連づけながら、同居・非同居の形態の違いによる世代間関係を確認してみた。

すでに各節の行論中において明らかにしたように、同居・非同居の違いによる扶養の側面と相続の側面に関しては、統計上の有意な関連を確認することができたけれども、継承の諸側面に関しては有意な関連は、意外な程見いだされなかった。このような結果に関しては、調査項目の設定それ自体と

もに他の要因のさらなる検討が必要かもしれない。

同居・非同居による世代間関係としての諸側面に違いが確認された諸点は、以下のごとくである。多少、煩雑になるが繰り返し指摘しておく。扶養の側面に関して①同居の場合は非同居に比べて、親世代を扶養親族にしている者が多くみられた。②次世代との関係について、同居の場合では次世代の被扶養親族への志向、非同居では流動的な「DK」という回答がそれぞれやや多くみられた。相続の側面に関して、③非同居の場合は同居に比べて、子世代に財産を贈与している者が多くみられた。④非同居の場合では、「財産相続に遺言をすることは好ましい」が、同居では「どちらともいえない」という回答がそれぞれ多くみられた。⑤非同居の場合は同居に比べて、「財産分与はできるだけしないで自分たちの老後の生活に当てるべき」という回答が多かった。

(6) 標題に示したように、本稿は、我が国の現代家族のうち、広島県の芸北中山間地域における農村家族を対象とし、当該家族における世代間関係としての継承関係と相続関係の側面を中心にした考察である。

いうまでもなく、今日、社会全体の変動は激しい。しかし、地域社会、世帯や家族、個人それぞれのレベルにおける変容は、全体社会の変動に適合的に相即しているとはかぎらない。現実的には、各レベル間におけるミスマッチが生じがちであるように思われる。個人のレベルにおいても、行為、態度、そして意識の各側面それぞれにおいて、変化のあり方が異なりうるし、外社会の変動への対応もこれらの各側面は必ずしも一様ではないと思われる。

小さな政府へのかけ声、種々の制度改革、急激な少子高齢化の激流の中で、本稿のごとき主題の一考察は、大海の一泡にすぎないかもしれない。しかし、自明と思われたり、言及されることが多いからといっても、現実には照らして事実の集積が必ずしも十分になされていないことが多々見られる。自戒を込めていえば、本稿のテーマに関しても、このことが一部あてはまるように思われる。

1970年代に社会調査の曲がり角が指摘されて以降、最近時における個人情報保護法の成立・施行を見るにつけ、世帯・家族や個人の行動・態度・意識に関する社会調査の実施には困難さが伴いがちである。こうした状況を考え

合わせると、このたびの留め置き調査には、地域住民の方々の過分な協力をいただいたといわざるをえない。こうした協力のうえでの貴重な事実の集積は、その結果をより生かすためにも先行研究に照らしつつ検討・再検討が求められるであろう。

たとえば、アメリカ家族社会学のパイオニアの一人であった E. W. バージェスの功績にちなみ設けられたバージェス賞を受賞した L. V. ベングトソンは、比較的最近時において、その受賞記念論文として執筆した論考において、単一世代や夫婦家族によって代表される二世代の世帯ないし家族に対して、祖父母や孫を含む多世代間の関係の重要性を指摘している。ここには、世代間の自立的分離と共に相互協力的な連帯（結合）の重要性が含意されている。この所説は、我が国の現代家族の世代間関係を見極める一助となるのではなかろうか。示唆されるところが少なくない(注 19)。また、アメリカ社会における地域的な移動性の高い高齢者の位置付けに関して、高齢者と既婚子世代および他の親族間との結合、高齢者と社会的制度、ボランティア活動、近隣関係、そして友人関係といった拡がりのある枠組みにおいて、問題提起を早い時期より一貫して論じている E. リトワオクの所説に今一度照らし合わせる作業も必要であろう(注 20)。

さらに、分野は異なるが、本稿の主題にかかわり、家族や親族、そして相続、継承(承継)、扶養、遺言等に関するテーマを専門とする我が国の民法論者の法制度や法理の解釈に照らした成果を吸収しつつも、実態に即した柔軟な社会学的発信をいかに試みるかは大きな課題かと思われる(注 21)。

## (注)

- 1 中国新聞社編、1967～1968、『中国山地』(上)(下)、未来社。中国新聞社編、1986、『新中国山地』、未来社。
- 2 拙稿、1981、「過疎地域における山村の統一と再編成」、『広島修大論集』22-1:121頁-159頁。
- 3 拙稿、1985、「都市移住家族の定着過程」、『北海道大学文学部紀要』33-3:58頁-96頁。
- 4 拙稿、1985、前掲論文、97頁-168頁。
- 5 第一次調査における調査対象家族の縦断的調査は、1997年2月より開始し、2004年6

月時点まで約 20 家族に関する調査を行った。これら家族の整理を指している。

- 6 「二重役割」については、Mayer, P. 1962, "Migrancy and the study of African in towns", *American Anthropologist* 64, p.579 を参照。
- 7 都市 I 世と都市 II 世の用語は、石原邦雄, 1985, 1986, 「都市一世の家族・親族キャリアとその世代的变化 — ライフコース分析の一例 —」(上)・(下), 『東京都立大学人文学報』, No.179 : 97 頁-127 頁, No.187 : 21 頁-68 頁を参照。
- 8 こうした観点から、筆者は、世代間関係における扶養と介護の側面に関する関連を中山間地域における農村家族について考察した。とくに両者の側面は、親世代と子世代との居住形態の違い、つまり同居・非同居の形態を確認しつつ取り上げた。この考察を踏まえて、扶養と介護の概念的関連を図式として提示した。拙稿, 2005 年, 「北海道赤井川村における高齢者世帯の世代間関係 — 居住形態と扶養・介護の存在形態を中心として —」, 『北海道大学文学研究科紀要』116, 25 頁-62 頁。比較的最近時において、家族社会学の分野より、堤は、山梨県の農村家族 107 世帯を対象にした考察では、相続と継承の関係をとり上げている (Masae Tsutsumi, *Succession of Stem Families in Rural Japan: Cases in Yamanashi Prefecture*, 2001, *International Journal of Japanese Sociology* Vol.10, pp.69-79.)。相続と継承という世代間関係の側面は、我が国における伝統的なテーマのひとつである。青山道夫・竹田旦・有地亨・江守五夫・松原治郎編 (1974 年) 『講座 家族 5 相続と継承』(1974 年, 弘文堂) はその代表であろう。民法学者においても、相続と承継 (法学分野では、継承とは表現しない。表現による内容の違いはないように思われる) というテーマが従来取り上げられてきた。たとえば、先の講座に所収されている利谷信義「農家の承継と相続の実態」(364 頁-382 頁) がある。同氏の一連の相続および農家経営や世帯主代表に関する継承の側面の考察はもっとも主要なものである。また農林省農政局による一連の全国調査『農家相続実態調査報告書』や厚生労働省による『国民生活基礎調査』は、世代間関係の一定の側面に関する基礎的データを提供している。
- 9 同居と非同居に関する論議は、周知のごとく、まず高度経済成長期における核家族形態の量的な増加に伴い着目された。いわゆる「家制度」をめぐる論議にかかわり直系家族 (制) から核家族 (制) への変化に関する論議のひとつとして取り上げられた。たとえば、上子武次・増田光吉編著 (1976 年) 『三世代家族』(垣内出版) は、世代間関係としての居住のあり方を正面に据えた代表的な考察であろう。そこでは、世代間の生活の分離 (非同居・異居) と共同 (同居) が基軸として論じられている。この同居・非同居をめぐる論議では、相続や継承といった世代間関係の諸側面がこうした世代間における居住上のあり方に規定されることを示している。こうした研究に触発されつつ、そもそも同居成立の条件はいったい何か、また同居に関する多様な形態の出現とその形態のもつ意味が課題とされた。こうした論議の展開において、時代や社会的経済的諸条件によって影響される世代間関係としての居住形態のあり方が問われ続

けてきたといえる。

しかし、ここで、今一度、世代間関係としての居住形態のあり方に着目するならば、やや大雑把であるが、次のようなふたつの方向性が考察のあり方として位置付けられるのではないか。すなわち、ひとつの方向は、同居・非同居（異居）のあり方それぞれ自体が個別のテーマとして取り上げられ、世代間関係としての他の側面は、どちらかといえば背後に追いやれるという考察のあり方である。いまひとつは、世代間関係としての居住形態の同居・非同居をあくまで与件としつつ、この側面が他の世代間関係の諸側面といかに関連しているのかをむしろ正面に据える考察のありかたである。本稿は、後者の立場に位置付けられる。

- 10 他の事例とは、同一調査票を用いて行われた平成 15 年 10 月の北海道<sup>カマベ</sup>芽部郡森町濁川地区調査、同 15 年 8 月および 11 月の札幌市東区における町内会婦人部の役員を対象とした調査、同じく平成 15 年 8 月～9 月に行われた首都圏における市民団体「パオッコ」（平成 17 年 5 月に NPO 法人となる）の会員調査を指す。
- 11 ちなみに、高齢者世帯について、調査時点にくい違いがあるが、参考のために記すと、雄鹿原 9 集落について、高齢者単独世帯は 23 世帯（平成 2006 年 2 月末現在、）、高齢者夫婦世帯は 33 世帯（2005 年 5 月末現在）である。なお、各集落の(1)高齢者単独世帯数と(2)高齢者夫婦世帯数は以下のとおりである。①曇耕(1)－2 世帯、(2)－3 世帯、②亀山(1)－2 世帯、(2)－5 世帯、③大元(1)－0 世帯、(2)－2 世帯、④政所(1)－2 世帯、(2)－3 世帯、⑤中祖(1)－5 世帯、(2)－7 世帯、⑥荒神原(1)－3 世帯、(2)－10 世帯、⑦吉見坂(1)－1 世帯、(2)－0 世帯、⑧橋山(1)－6 世帯、(2)－2 世帯、⑨空城(1)－2 世帯、(2)－1 世帯となっている。

なお、参考のために広島県の自治体ごとの 1980 年～2000 年における 5 時点の人口の高齢化の進展状況は、図 1 のごとくである。図の作成およびデータ整理には、大学院文学研究科地域システム科学講座の川村真也君の協力を得た。

- 12 調査票の配布は地区総代の方々に依頼した。回収は個々の対象者の郵送による。なお、調査とその調査結果の回収は、本文中にも言及したが、平成 16 年 8 月～9 月に行った。雄鹿原地区調査に際して、地区総代の豊田角正さんをはじめ各集落の世話役の方々、そして何よりも地区住民の方々に大変多くのご協力をいただいた。御礼申しあげます。また予備調査の段階でいろいろアドバイスや資料収集に協力していただいた旧芸北町役場総務課長寿老長吉郎さんにも御礼申しあげます。さらに個別事例の調査には、地区住民の山廻盛人さんにご案内をいただきました。こうした方々の誠意とご厚情がなければ調査はなしえませんでした。重ねて深く御礼申しあげます。
- 13 注 8、注 9、そして注 21 を参照
- 14 墓に関する考察は「家」と家族に関する論議にとって重要な論点を提起している。井上和代（2003 年）『墓と家族の変容』（岩波書店）、久貴 忠彦（1995 年）「家族の多様化と墓地の承継」『ジュリスト』No.1059、1 頁-15 頁を参照。また墓に関する話題は新

## 茨北中山間地域における農村家族の世代間関係

間においても取り上げられることが少なくない。たとえば、日経新聞(2001年8月11日)「多様化する墓事情, 関心高い永代供養」, 日経新聞(2003年4月27日)「お墓なぜ都心回帰?, 団塊女性伝統とサヨナラ, 地価下落小型化が後押し」, 日経新聞(2004年8月14日)「墓あなたはどうする, 散骨, 墓参代行, 合同納骨塚」, 北海道新聞(2004年11月4日)「祭祀継承, 死後の管理に悩みも」, 日経新聞(2005年7月31日)「自分の墓賢く選ぶ, 生前購入失敗しないポイント」, 日経新聞(2005年8月4日)「お墓の世話誰が, 担い手の子孫負担ズシリ, 少子高齢化の逆風」はいずれも興味深い。

- 15 注10を参照。たとえば、首都圏在住者についていえば、前者の質問では48.6%、後者の質問は60.2%であった。また札幌市在住の女性対象者の回答は、それぞれ52.0%、49.3%であった。
- 16 ちなみに、筆者が調査した首都圏の調査では、半数余の54.6%が「意識しない」と回答している。
- 17 この点に関して、比較家族史学会監修、奥山恭子・田中真砂子・義江明子編(1998年)『扶養と相続』(早大出版会)は、今日的な扶養と相続の意味、そして筆者が本稿で取り上げている世代間関係の側面としての扶養と相続の関連について学会として正面から取り組んだ興味深い考察である。とくに奥山は「はじめに」と終章において両側面の相互関連を民法論者の一連の論議に照らして、相続と扶養の「連結説」として記述していることは、「相続と介護」についても同様のことがいえるのではないかと思われる。民法の分野において、「連結節」をめぐる論議は分かれている。この論拠に関して、渡辺博之「私的扶養論の再構築をめぐる序章的考察——扶養一元論を志向して」(新井誠・佐藤隆夫編『高齢社会の親子法』1995年、頸草書房、183頁-204頁、所収)が参考になる。こうした論議に関して、佐藤隆夫「高齢化社会と相続法の基本問題」(新井誠・佐藤隆夫編、前掲書、285頁-307頁、所収)は、その論理化をもっとも明確に提起した論者のひとりである。民法論者の考察は、ここで取りあげる筆者の世代間関係における諸側面の相互関連の考察の必要性、たとえば、継承の側面と他の側面との関連づけ、そしてそうした取り上げ方の論理化について、有力な手がかりを与えてくれるように思われる。
- 18 遺言および相続と遺言との関連については、実務家による「Q&A」の書物が多い。一例を挙げると、中川昌泰監修、遺産分割研究会編(2002年)『遺産分割と相続発生後の対策』(勸大蔵財務協会)、井口茂著・菊岡栄治・高岡俊之補訂(2003年)『相続・遺産わけ・遺言の知識とQ&A』(法学書院)がある。さらに新聞記事では、日経新聞(2001年4月3日)「遺言作り, 働く妻に増える, 高まる権利意識, 資産にこだわり」や北海道新聞(2002年8月29日)「遺言, 作成のススメ, 増える公証役場, 紛失・偽造の心配が不要」にみられる「公正証書遺言」に関する記事から、日経新聞(2002年10月13日)「遺言信託で円満相続, 資産運用, 税対策も支援」, 日経新聞(2003年4月20日)「新税制と遺言を活用」, 日経新聞(2004年12月18日)「遺言信託, 大手銀

行相次ぎ参入」,日経新聞(2005年3月13日)「相続トラブル,遺言信託,利用拡大窓口広がる」といった金融機関による資産管理・財産相続関連の金融商品にいたるまで幅広い内容の記事がみられる。人々の関心のたかまりがうかがわれる。

- 19 Bengtson, V.L., 2001, February, "Beyond the Nuclear Family: The Increasing Importance of Multigenerational Bonds", *Journal of Marriage and Family* 63: 1-16. Bengtson, V.L., 1994, "Intergenerational Linkage — Hidden Connections In American Society —", Springer Publishing Company, Inc. Roberts R.E.& Bengtson, V.L., 1990, "Is Intergenerational Solidarity a Unidimensional Construct? A Second Test of a Formal Model", *Journal of Gerontology: Social Sciences* 45: S12-S20. がさしあたり手掛かりになる。
- 20 Wolf, D.A. Ph.D. & Longino, C.F.Jr., Ph.D., 2005, "Our 'Increasing Mobile Society'? -The Curious Persistence of a False Belief", *The Gerontologist* 45-1: 5-11. Silverstein, M. & Litwak, E., 1993, "A Task-Specific Typology of Intergenerational Family Structure in Later Life," *The Gerontologist* 33: 256-264. Liwak, E., 1985, "Helping the Elderly", The Guilford Press がさしあたり参考になる。
- 21 社会学や民族学の分野から,相続と継承の側面についてこうした成果を提示してきたのは,前掲書,『講座 家族 5 相続と継承』所収,第4章「日本における相続・継承の慣行」において言及された内藤完爾,竹内利美,竹田旦らの所説である。これらの先達に学びつつ,今日的な捉え直しの作業が必要であろう。というのも継承の側面は,相続の側面に比べて,今日的な問いかけがなされることが圧倒的に少ないからである。また扶養の側面に関する貴重な成果は,那須宗一・湯沢雍彦共編(1973年)『老人扶養の研究—老人家族の社会学』(垣内出版),湯沢雍彦「老人問題と老親扶養の動向」,福島正夫編(1977年)『家族 3 政策と法—戦後日本家族の動向』東京大学出版会,所収,169頁-195頁がある。しかし残念ながら,社会学分野では,最近時においては,扶養に関する考察はきわめて乏しい。80年代以降,人口と世帯の高齢化と少子化の急激な進展に伴い,世代間関係としての介護の側面が大きくクローズアップされ取り上げられるけれども,この側面と継承や相続,扶養といった側面との関連における考察は少ないように思われる。そうした中で民法にかかわる分野として,家庭事件研究会『ケース研究』は数少ない具体的事例を我々に提供してくれる。

なお,本稿は,平成12年度~平成15年度科学研究費補助金(基盤研究(A1))研究報告書,関孝敏(研究代表者)『中山間農村における高齢者の世帯戦略と都市の既婚子に関する実証的研究—バブル崩壊期における扶養・相続・継承の存在形態の解明を通じて—』所収,III-5章「広島県山県郡芸北町雄鹿原地区の世代間関係—相続と継承の側面を中心として—」に加筆修正をしたものである。